



広報あゆみ 第65号
平成30年5月1日発行
一般社団法人 東京都医薬品配置協会
東京都台東区根岸5-13-9
TEL 03-3876-1309



改正個人情報保護法施行

個人・法人 規模問わず 全ての事業者に適用

保護宣言や規定制定求められる

改正個人情報保護法が昨年五月三十日から施行された、これまで取り扱う個人情報量が五千件以下の場合、規制の対象外とされていたが、改正法施行に伴い、規模を問わず、個人情報保護を扱う全ての事業者者に適用されることになった。このため、個人形態の配置販売業者にも個人情報の取得や利用、安全管理等に関する義務が課せられるとともに、個人情報保護宣言や規定の策定といった所要の処置を講じることが義務づけられ、適正な対応が求められる。

的を具体的に特定し、その範囲内で利用することや目的以外で活用する場合は原則、本人の同意を得ること、安全に管理するための措置を行うことなどが求められる、これらに関する規定や責任者を定め、対外的に宣言する必要がある。
今回の法改正は、施行から十年以上が経過し、情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化など急速な環境の変化が進み、制定当初は想定されなかった個人データ等の利活用が可能となったことなどを踏まえて、「定義の明確化」「個人情報の適正な活用・流通の確保」「グローバル化への対応」などを目的としたもので、昨年五月三十日から施行された。
改正の大きなポイントは、
▽個人情報保護委員会の新設
個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化
▽個人情報の定義の明確化
利用に関する「ゾーン」解消のため個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化。また要配慮個人情報(本人の人格、信条、病歴、犯罪歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報)の取得については、原則として本人の同意を得ることを義務化。
▽個人情報の有用性を確保(利活用)
するための整備
匿名加工情報(特定の個人を識別できないよう個人情報を加工した情報)の利活用の規定を新設。
▽いわゆる「名簿屋」対策
個人データの第三者提供に係る確認記録の作成等を義務化(提供者の氏名、個人データの取得経緯を確認)した上、その内容の記録を作成し、一定期間保存。第三者に個人データを提供した際も同様記録を作成・保存。また個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を「個人情報データベース提供罪」として処罰の対象とし、業務に携わった際に知り得た個人情報を他社に転売したり、自ら無断で盗用された場合、当事者に刑事罰が適用されるとともに、取扱事業者側にも罰則規定として罰金が課せられる。
また今回の法改正では、取り扱う個人情報の数が五千件以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止。このため、規模の大小を問わず、個人情報を取り扱う全ての事業者に適用されることとなった。
なお、事業譲渡や継承の場合は第三者提供とはみなされないため、懸場帳の譲渡は適用範囲外となる。

懸場帳の譲渡は適用範囲外

個人情報保護方針 (全配協の例示案)

〇〇薬品個人情報保護方針

■個人情報保護方針

- 1 基本方針
〇〇配置社(以下、当社)は、「個人情報の保護に関する法律」(以下、「個人情報保護法」)および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」)を遵守し、良質なサービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。
2 具体的な取り組み
当社は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。
(1) 個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
(2) 個人情報の取扱いに関するルール(個人情報保護規定)を策定し、従業員全員で遵守します。
(3) 個人情報の適切な保管のために安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
(4) 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
(5) 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
(6) 業務を委託する場合は、委託先に対し、当社の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
(7) 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。
3 相談体制
当社は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。
(1) 個人情報の利用目的に同意がたい場合
(2) 個人情報の開示、訂正、利用停止など(法令により応じられない場合を除く)
(3) 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
(4) その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

■個人情報の取扱い

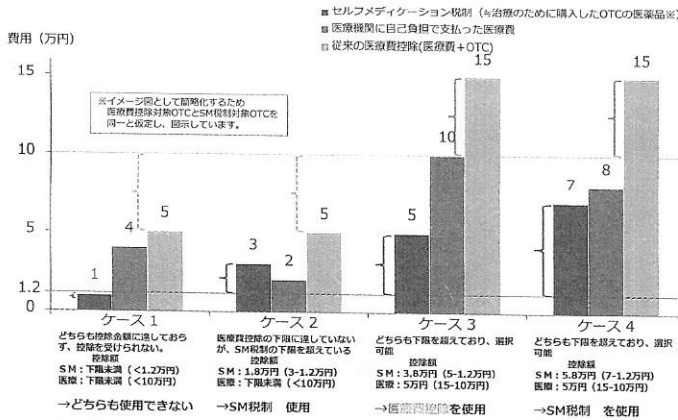
- 1 個人情報の利用目的について
当社は、個人情報を下記の利用目的達成に必要な範囲で利用いたします。
(1) 当社における配置薬処商サービスの提供
(2) 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握(副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など)
(3) 家族などへの薬に関する説明
(4) 賠償責任保険などに係る保険会社、弁護士等への相談または届出など
(5) 配置薬処商サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
(6) 当社内で行う配置従事者・事務等の教育・研修
(7) 外部監査機関への情報提供
(8) 上記以外に、個別に利用目的を明示した場合においては、その利用目的の達成のため
2 個人情報の第三者への提供について
当社は、以下の場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供致しません。
(1) 配置薬の管理を他配置業者へ引き継ぐ場合(当該配置業者に対して、上記利用目的達成に必要な範囲の情報に限る)
(2) 法令に基づく場合
(3) 人の生命、身体、財産の保護のために必要な場合で、本人の同意を得ることが困難な場合
(4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
(5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対し協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることがその事務遂行の妨げとなるおそれがある場合
3 個人情報の利用目的の通知や開示等について
当社がご預かりしている個人情報については、利用目的の通知・開示・訂正・削除(利用停止)の手続きをお取り頂きます。お客様ご本人または代理人からのお手続きのご請求に限り、合理的な範囲で対応いたします。
また、開示に際して当社の規定に基づき、手数料をご提出いただくことがありますので、ご承知おきください。
4 個人情報の取扱いに関するご相談・苦情について
当社の個人情報の取扱いに関するご相談や苦情等のお問い合わせについては、下記の窓口までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

【個人情報についてのお問い合わせ窓口】
〇〇薬品-お客様苦情・相談窓口
住所: 〇〇都〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
電話: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (受付時間: 平日午前九時~午後五時)
※全配協のホームページ(会員専用ページ)では、「個人情報保護規定」の例示案も掲載されている。

個人情報保護法は、情報化の急速

従来の医療費控除とセルフメディケーション税制の関係(概略)

【参考】全配協資料より



対象製品購入1万2千円超

既存配置の取扱製品も多く

セルフメディケーション税制始まる

健康の維持増進、疾病の予防への取り組みとして特定健康診査の受診など一定の取り組みを行う個人に対し、スイッチOTC医薬品の購入費用について所得控除等を適用するセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)が昨年一月からスタートした。

この新税制は、「セルフメディケーション」への自発的な取り組みを進める環境整備」と「適切な健康管理」の下での医療用医薬品と代替性が高い特定成分を含んだ一般用医薬品の使用促進」を目的とし、スイッチO

TCの促進と一般薬の有効活用によるセルフメディケーションの推進を通じて健康寿命の延伸を図るのが狙いで、平成二十九年一月から三十三年十二月までの五年間の時限措置となっているが、その後の継続と対象品目の拡大に向けては、新税制が広く浸透し活用されることが重要。

施行以来、消費者の新税制に対する認知度は徐々に高まってきている一方で、手続きがわからなかったり、面倒だと感じている人も多く、新税制のさらなる普及や相談対応などに配置販売業者への期待も大きい。

現在、控除対象となるのは、イブプロフェンやインドメタシンなど、医療用から転用された八十三のスイッチOTC成分を含む一般用医薬品で、配置市場向けに提供されている製品は全配協調べ(加入メーカー対象)では三十八品目(二十九年六月現在)で、このうち十六品目が既存配置販売業者も取り扱っていることが

とされているが、大正製薬の「パブロンSα微粒(配置用)」など全配協未加入メーカーの製品もある。(別表参照)全配協資料を基に東京都配置協会で独自に作成)。

また新配置販売業者であれば、店頭向けの対象製品を取り扱うことも可能。全配協が加入する日本一般用医薬品連合会では、セルフメディケーション税制対象製品に印刷又は貼付する識別マークを制定し、製造販売業者に対応を求めているが、対象製品であれば、マークの表示に関係なく該当する。識別マークは右下

新税制は、「特定の成分を含む一般用医薬品(スイッチOTC薬)」の購入額が年間一万二千円を超える時に、その超えた部分の金額をその

配置市場向けのセルフメディケーション税制対象製品

薬効	製造販売元(発売元)	販売名	成分名	リスク区分
総合感冒薬	大正製薬	パブロンSα微粒	フロムヘキシシ	指定第2類
	協成会製薬	ベンザプロックせき止め錠	フロムヘキシシ	指定第2類
健胃薬	エーザイ	セルパベル	テブレソル	第2類
	至誠堂製薬	メコプロミン	メコプロミン	第3類
ビタミン主製剤	至誠堂製薬	アイピタン	メコプロミン	第3類
	高麗血成改善薬	至誠堂製薬	コレステリン	ソリスチロール
水虫・たむし用薬	協成会製薬	クミアイ ミコナゾール	ミコナゾール	第2類
	協成会製薬	クミアイ コリメタシン1%液	インドメタシン	第2類
外用鎮痛消炎剤	協成会製薬	クミアイ コリメタシンパップ	インドメタシン	第2類
	柳屋貴堂	サロントール1.0%液	インドメタシン	第2類
新新薬品工業	新新薬品工業	シンシンインドメタシンゲル1.0%	インドメタシン	第2類
	新生薬品	ヒフサル1.0%クリーム	インドメタシン	第2類
外用鎮痛消炎剤	大協薬品工業	シートパップID	インドメタシン	第2類
	テイカ製薬	テイクアパップ(TM)	インドメタシン	第2類
常盤薬品工業	常盤薬品工業	ノーリツパップ	インドメタシン	第2類
	常盤薬品工業	トピーホR	インドメタシン	第2類
常盤薬品工業	常盤薬品工業	トピーホ軟膏	インドメタシン	第2類
	柳屋の元木店	ロアメタシンG	インドメタシン	第2類
リードケミカル	エルデルパップID	インドメタシン	第2類	

●新配置のみ取り扱い可能な製品

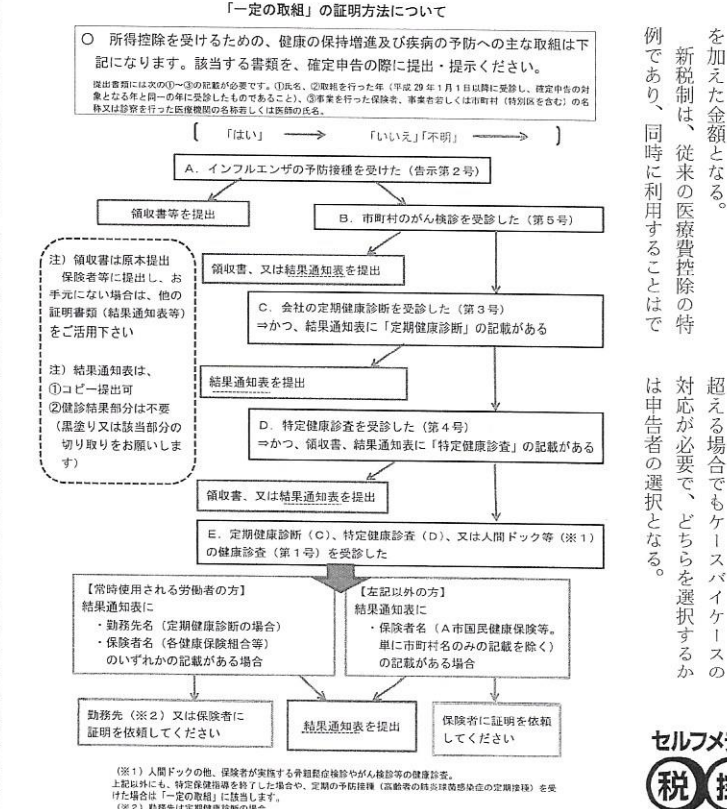
薬効	製造販売元(発売元)	販売名	成分名	リスク区分
総合感冒薬	柳屋貴堂	ハイカゼV錠	イブプロフェン	指定第2類
	第一薬品工業	カゼゴールD	イブプロフェン	指定第2類
総合感冒薬	大協薬品工業	カゼチムプロ	イブプロフェン	指定第2類
	中央薬品	ラモンBエア	イブプロフェン	指定第2類
ワキ製薬	ワキ製薬	イブトクセル	イブプロフェン	指定第2類
	ワキ製薬	ミミンB	イブプロフェン	指定第2類
解熱鎮痛薬	柳屋貴堂	マルコミンEV	イブプロフェン	指定第2類
	常盤薬品工業	トキワ イブプロフェンA	イブプロフェン	指定第2類
ワキ製薬	ワキ製薬	イブトックス	イブプロフェン	指定第2類
	第一薬品工業	アレジンAZ錠	アゼラスチン	第2類
アレルギー用薬(内服)	第一薬品工業	アゼラック錠	アゼラスチン	第2類
	テイカ製薬	アイカファン錠	ケトチフェン	第2類
常盤薬品工業	常盤薬品工業	トキワ アレブロック	エピナスチン	第2類
	佐賀製薬	マリリアAL	クロモグリク酸	第2類
アレルギー用薬(目薬)	佐賀製薬	マリリアALG	クロモグリク酸	第2類
	止瀉薬	テイカ製薬	フオシトトップ	ロベラシド
水虫・たむし用薬	新新薬品工業	キュータップTFクリームEX	テルビナフィン	指定第2類
	新新薬品工業	キュータップTF液EX	テルビナフィン	指定第2類
外用鎮痛・鎮痛・収れん・消炎剤	柳屋貴堂	フントップベグセル	フルニロリドン/吉草酸エステル	指定第2類
	新新薬品工業	テルマレチンPVクリーム	フルニロリドン/吉草酸エステル	指定第2類
外用鎮痛・鎮痛・収れん・消炎剤	新新薬品工業	デルマレチンPV軟膏	フルニロリドン/吉草酸エステル	指定第2類
	大協薬品工業	インドメタールT	インドメタシン	第2類
外用鎮痛消炎剤	大協薬品工業	インドメシーHD	インドメタシン	第2類
	大協薬品工業	ジクロフェナク	ジクロフェナク	第2類

年分の総所得金額から控除するもの。上限は十万円、控除対象額は八万八千円までとなる。扶養家族分の合算も可能。

控除を受ける際の条件となる「一定の取組」については、別表のとおりで、確定申告を行う人がいずればか、対象製品が求められる。

一方、対象製品を販売する配置販売業者側の取組としては、得意先に対する領収書の記載内容に注意しなければならぬ。

領収書の記載事項として求められるのは、①製品名②金額③当該製品がセルフメディケーション税制対象製品である旨④販売業者名⑤購入日(代金精算日可、年月日記載)の五項目。得意先が領収書を紛失し再発行を求められた場合、購入の事実が確認できれば再発行することが求められる。また販売業者が作成した一年分の購入リストも、前記五項目が明記してあれば確定申告時に



使用できる。

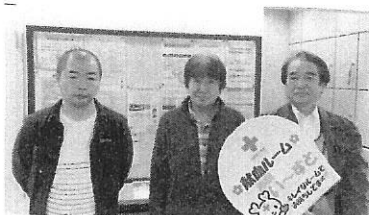
なお控除の対象となる金額は、対象製品を購入した際の対価となるので、値引きや割引後の価格に消費税を加えた金額となる。

新税制は、従来の医療費控除の特例であり、同時に利用することはできない。例えば、医療費が十万円に届かない場合でも、対象製品を一万二千円以上購入していれば新税制を活用できるほか、医療費が十万円を超える場合でもケースバイケースの対応が必要で、どちらを選択するかは申告者の選択となる。

セルフメディケーション
税 控除 対象

受付262名、採血協力232名

都内3会場で一斉献血



薬務行政協力事業の一環として一斉献血事業を十月二十二日午前十時から午後四時まで、都内三カ所の献血ルームで実施した。当日は台風二十一号が接近する中、高山会長以下、会員十名が事業推進に協力。「新宿東口献血ルーム」「池袋いすゞ」「立川献血ルーム」の三会場合わせて、

【事業推進協力会員】岩瀬一郎、八島康和、石倉昌則(以上池袋)、居野家雅人、植村大司、逸見政次、渡辺光章(以上新宿)、矢野徳壽、高山友三郎、南宗信(以上立川)

平成29年度 一斉献血結果 (10月22日実施)

会場	受付数	採血数	内訳		
			成分	400ml	200ml
池袋	96	88	42	46	0
新宿	60	51	27	24	0
立川	106	93	41	47	5
合計	262	232	110	117	5

6・26 麻薬撲滅都民の集い

会員31名参加し、啓発活動



薬務行政協力事業の一環として、六月二十五日に豊島区の池袋西口公園で開催された平成二十九年年度の「6・26 国際麻薬乱用撲滅デー」都民の集い(東京都、都薬物乱用防止推進協議会、厚生労働省、麻薬・覚せい剤乱用防止センターなどが主催)に参加協力した。

協会では、平成六年から毎年、独自に作成した紙風船を提供し薬物乱用防止啓発用のパンフレットとともに街頭啓発活動を展開しており、当日も会員三十一名が協力。日本有数の繁華街として多くの人が行き交い、若者が多く集う同所で道行く人々にリーフレット等を配布しながら薬物乱用防止を訴えるとともに困達支援募金活動への協力も呼びかけた。

事業終了後には、都の仁科部長や早乙女、河野の両課長、石井都薬乱

防止推進協議会長らを囲み記念撮影を行った。

◎参加協力会員 居野家雅人、椎名正幸、植村大司、栗田勝治、大澤静夫、北宗市、広瀬勝昌、牧野雄樹、荒井豊、逸見政次、渡辺光章(以上東部支部)、室井邦春、高山友三郎、

都民の薬事知識普及啓発で

38回目の「薬草勉強会」

都民に対する薬事知識の普及啓発事業の一環として第三十八回「薬物乱用防止と薬草勉強会」を八月三十日午後一時から小平市の東京都薬用植物園で開催。この薬草勉強会は昭和五十五年から毎年八月九月の時期に開催しており、今年も都民ら二十八名が参加した。

同事業に先立ち、正午から東大和市駅前前で薬物乱用防止キャンペーンを実施、啓発パンフレットや紙風船などを配布しながら薬物乱用防止を

訴え募金活動も行った。

都福祉保健局健康安全部薬務課麻薬対策担当の大久保佳織主事が薬物乱用防止について、都薬用植物園統括管理責任者を務める(公社)東京生薬協会の山上勉氏が身近な薬用植物のテーマでそれぞれ講話を行ったあと、植物園内で栽培されている薬用植物を見学。参加者は職員らの説明に熱心に耳を傾けていた。

都委託講習会74名受講

東京都から業許可を受けている全ての配置販売業者を対象とした都委託講習会を十一月十八日午後一時三十分から都庁の都民ホールで開催。当日は、都薬務課の河野安昭薬事監視担当課長が「最近の薬務行政」の演題で講義し、配置販売業者登録販売者、健康サポート薬局などに触れるとともに、偽造薬流通防止の強化、薬剤師不在時の医薬品販売、薬局機能情報提供制度の改正など、医薬品を巡る省令改正を説明。さらに都薬物乱用対策推進計画や医薬品等適正広告基準などを紹介し、適切な対応を求めた。

ついては都薬物専門講師を務める清水虎雄元都薬用植物園長が「セルフメディケーション」をテーマに「東京都の家庭薬」「健康の輪―毎日元気八〇〇歩」で約二時間にわたって講義した。受講者は七十四名。



また同日は、麻薬・覚せい剤乱用防止センターが運用する薬物乱用防止キャラクターも同園内に配備され、薬物が心身に与える危害などをパネルや映像で紹介、参加者らに薬物乱用防止を啓発した。

◎参加協力会員 居野家雅人、植村大司、岡田謙治、椎名正幸、北宗市、逸見政次(以上東部支部)、室井邦春、高山友三郎、矢野徳壽、池本淳、尾塩吉則、南宗信(以上多摩支部)、岩瀬一郎、服部利明、八島康和、石倉昌則、高見由紀子、小川孝一、打田稔(以上西部支部)

第37回定期決算総会

第三十七回定期決算総会が六月九日午前九時五十分から北区の赤羽会館大ホールでひらかれ、平成二十九年度事業報告及び収支決算を承認した。期末一般正味財産残高は五百一十九万九千九百六十二円。

服部利明副会長から▽不回り・放置得意の解消(廃業者は懸場の適切

な処理を)▽セルフメディケーション税制(得意先への情報提供と品目拡大を期待)▽都の立入検査(毎年、新配置三十件、既存配置十五件程度調査)一等が説明され、日頃から法に基づき適切な対応などを求めた。

◎表彰受賞者

【優良配置販売業者表彰】広瀬勝昌(東部支部)、スライ富士子(西部支部) 【永年勤続配置業者】尾塩吉則氏(八十年)

平成29年度 表彰受賞者

- 〈薬事功労〉 都知事功労賞 高島 實氏 (元都配置協会青年部長)
- 〈薬物乱用防止活動功労〉 厚生労働大臣感謝状 服部 利明氏 (都配置協会副会長)
- 厚生労働省医薬・生活衛生局長感謝状 岡田 謙治氏 (都配置協会副会長)